

医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を

国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくすことを求める意見書

医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営されるケア労働の職場では、人材確保対策としての賃金の引き上げは喫緊の課題である。2022年6月に公的価格評価検討委員会がまとめた中間整理で「専門性に比して未だ低い状況」と評され、持続的な処遇改善の取り組みが必要と指摘した。しかしながら、2024年度の医療・介護・福祉の報酬改定や2月から先行して行われた6,000円程度の処遇改善では全産業平均との7万円もの格差は縮まっていない。国は介護・障害分野では2024年の報酬改定で「2024年度は2.5%、2025年度は2%の賃上げが可能」としているが、「賃上げ促進税制の活用」が含まれており、医療法人や社会福祉法人など非営利法人は活用すらできない。2024春闘で愛知県の調査によれば、県内の春闘妥結状況は1万5,276円増(+4.80%)である。また、厚生労働省が示している「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」で参考給与は国家公務員の福祉職俸給表としている。2024年人事院勧告では平均1万1,183円引き上げがされた。今回の医療・介護・福祉の報酬改定では不十分であり、全産業平均との格差がさらにひろがってしまう。国は早急に公的価格評価検討委員会の下で、根拠ある賃上げ施策を実施するべきである。

さらには最低賃金が毎年引き上がり、2024年は最低時間給を1,077円と50円引き上がった。他の産業と時間額が同等となるため、ケア労働の現場では非正規労働者すら深刻な人材確保難となっている。地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用をはじめ、あらゆる対策で職員処遇の抜本的な改善を国が推し進めるべきである。

すべての国民の人権を守るためにも、ケア労働者が専門性に誇りを持ちながら働き続けられる賃金水準にするべきであり、少なくとも全産業平均との格差を国の責任で埋めるべきである。利用者の生活、職員の生活を守るためにも、以下のことを国に強く要望する。

- 1、医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し、全産業平均と遜色ない処遇改善を実施すること。
 - ①国は公的価格評価検討委員会を早急に再開し、現状の分析と着実な処遇改善を推し進め、早急に全産業平均との格差をなくすこと。
 - ②国は最低賃金の引き上げに対応できるよう公的価格の設定をし、賃金の底上げが確実に実施できるようにすること。
 - ③処遇改善を実施する際は、職員の賃上げ部分について利用者負担に跳ね返さないこと。
- 2、国は人材確保対策として地域医療介護総合確保基金の活用を各都道府県に促すこと。また、特徴的な計画は共有し、どの都道府県でも格差がおきないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月18日

愛知県丹羽郡扶桑町議会議長 丹羽友樹

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿